

# 業務委託契約書（案）

- 1 委託名 配水池清掃業務委託
- 2 履行場所 南房総市大井2107番地4 丸山配水池
- 3 履行期間 令和 年 月 日 から 令和6年11月29日 まで
- 4 契約代金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 \_\_\_\_\_ 円)
- 5 契約保証金 免除

上記の委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本契約が書面による場合は本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有し、本契約が電子契約による場合は本書を電磁的記録により作成し、当事者が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

発注者 千葉県南房総市千倉町瀬戸2296番地6  
南房総市水道事業  
南房総市長 石井 裕

受注者



## 委託契約約款

### (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

### (業務計画表)

- 第2条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、業務計画表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者において必要がないと認めるときは、これを省略することができる。
- 2 業務計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

### (契約の保証)

#### 第3条 削除

### (権利義務の譲渡等の制限)

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第12条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (著作権の譲渡等)

- 第5条 受注者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、受注者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、

受注者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受注者が当該権利の一部を発注者に無償で譲渡することにより、発注者と受注者の共有とするものとする。

- 2 発注者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物を利用しようとする場合において、その目的を実現するためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、発注者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。
- 5 受注者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 6 発注者は、受注者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 7 受注者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

#### （一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、この契約の履行に当たり、前項ただし書に基づいて下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他発注者の定める事項を、速やかに発注者に通知しなければならない。

#### （特許権等の使用）

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### （特許権等の発明等）

第8条 受注者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、発注者に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

#### （監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更し

たときも、同様とする。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議
  - (2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 発注者が監督員を置いたときは、受注者はこの約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 5 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

#### (現場責任者等)

- 第10条 受注者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも同様とする。
- 2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。
  - 3 受注者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

#### (履行の報告)

- 第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、発注者に報告しなければならない。

#### (材料の品質、検査等)

- 第12条 受注者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において発注者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
  - 3 発注者は、受注者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

#### (支給材料及び貸与品)

- 第13条 発注者から受注者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 発注者は、支給材料又は貸与品を受注者の立会いの上、発注者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。
  - 3 受注者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

- 4 発注者は、受注者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 発注者は、前項の規定にかかわらず、受注者に対して、その理由を明示して、同項に定める当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。
- 6 発注者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないことを認めるときは、直ちに、その旨を発注者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。
- 10 受注者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、発注者に返還しなければならない。
- 11 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 12 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、発注者の指示に従わなければならない。

（設計図書に不適合な場合の措置等）

- 第14条 受注者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、発注者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。
- 2 発注者は、前項の不適合が発注者の指示による等発注者の責めに帰すべき事由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

- 第15条 受注者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を発注者に通知し、その確認を求めなければならない。
- (1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。）。
  - (2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。
  - (3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。
  - 3 発注者は、前項の規定による調査について、受注者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者は、当該期間内に受注者に通知することができないやむを得ない事由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が発注者及び受注者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。
- (1) 第1項第1号に該当し、設計図書を訂正する場合 発注者が行う。
  - (2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの 発注者が行う。
  - (3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (設計図書の変更)

第16条 発注者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (代替方法等の提案)

- 第17条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知しなければならない。
  - 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

#### (契約の履行の一時中止)

- 第18条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受注者が契約を履行できないと認められるときは、発注者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受注者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
  - 3 発注者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受注者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (履行期間の延長)

- 第19条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合に

においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第20条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受注者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第21条 第13条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第14条第2項、第15条第5項、第16条、第17条第3項、第18条第3項、第19条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、履行期間を変更し、受注者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

(契約代金額等の変更の方法等)

第22条 第13条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第14条第2項、第15条第5項、第16条、第17条第3項、第18条第3項、第19条第2項又は第20条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、契約代金額を変更し、受注者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。
- 3 第13条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第14条第2項、第15条第5項、第16条、第18条第3項、第19条第2項、第20条第3項、第24条第4項、第25条ただし書又は第31条第3項の規定により発注者が負担する費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第23条 発注者又は受注者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額(契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後委託代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち、変動前委託代金額の1000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準として、物価指数等に基づき発注者と受注者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、契約代金額を変更し、受注者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。

#### (臨機の措置)

- 第24条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受注者は、前項の場合においては、そのとった措置の内容について発注者に直ちに通知しなければならない。
  - 3 発注者は、災害防止その他の契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
  - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合は、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者と受注者が協議して金額を定め、発注者がこれを負担する。

#### (一般的損害)

- 第25条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受注者の負担とする。ただし、当該損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、発注者がこれを負担しなければならない。

#### (第三者に及ぼした損害)

- 第26条 契約の履行に起因して第三者に損害が発生した場合において、その賠償をする必要がある場合は、次項に定める場合を除き、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、発注者がこれを負担しなければならない。
- 2 受注者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
  - 3 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者がこれを負担しなければならない。
  - 4 前3項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

(契約代金額の変更に代える設計図書の変更)

第 27 条 発注者は、第 13 条第 7 項 (同条第 9 項後段において準用する場合を含む。)、第 14 条第 2 項、第 15 条第 5 項、第 16 条、第 17 条第 3 項、第 18 条第 3 項、第 19 条第 2 項、第 20 条第 3 項、第 23 条第 1 項、第 5 項若しくは第 6 項、第 24 条第 4 項、第 25 条又は第 31 条第 3 項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 21 日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、設計図書の変更の内容を定め、受注者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。

(中間検査)

第 28 条 受注者は、契約の履行に関し、発注者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受注者の立会いの上、発注者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、発注者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、発注者と受注者とが協議して定める。

3 受注者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受注者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第 29 条 受注者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に、受注者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、発注者がこれを負担しなければならない。

3 受注者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置をとった上、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前 2 項の規定を適用する。

(契約代金の支払い)

第 30 条 受注者は、前条第 2 項 (同条第 3 項後段の規定により適用される場合を含む。第 3 項において同じ。) の規定による検査に合格したときは、発注者に契約代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間 (以下この項において「約定期間」という。) の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第 30 条の 2 消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続きを行うことなく、消費税相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定め

る経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第 31 条 発注者は、第 29 条第 2 項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第 1 項の規定による使用により受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(部分払及び部分検査)

第 32 条 受注者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項以下に定めるところにより、発注者に対して、部分払を請求することができる。

- 2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ発注者の指定するところによる。
- 3 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 4 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、発注者が負担しなければならない。
- 5 受注者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置をとった上、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前 2 項の規定を適用する。
- 6 受注者は、第 4 項の規定による検査に合格したときは、発注者に部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求があった日から起算して 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第 1 項の契約代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第 1 項の契約代金相当額 × 9 / 10

- 8 第 6 項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「契約代金相当額」とあるのは「契約代金相当額から既に部分払の対象となった契約代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第 33 条 受注者は、発注者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受注者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(継続事業に係る契約の特則)

## 第 34 条 削除

(継続事業に係る契約の部分払の特則)

## 第 35 条 削除

(契約不適合責任)

第 36 条 発注者は、契約の履行の目的物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、当該履行の追完を求めることができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除権)

第 37 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき。
- (3) 第 10 条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく第 36 条第 1 項の履行の追完がなされないとき又は同条第 3 項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 38 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 4 条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第41条又は第42条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者が第47条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第39条 第37条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による解除をすることができない。

（発注者の任意解除権）

第40条 発注者は、契約の履行が完了しない間は、第37条又は第38条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

（受注者の催告による解除権）

第41条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 42 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 16 条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 18 条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 43 条 第 41 条又は前条第 1 項各号に定める場合が、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第 44 条 発注者は、必要があると認めるときは、第 37 条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第 45 条 発注者は、第 37 条、第 38 条、第 41 条、第 42 条又は前条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

2 受注者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第 1 項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受注者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前 2 項の材料又は貸与品のうち発注者に返還しないものを含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

5 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

6 第 2 項前段又は第 3 項前段の規定により受注者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 解除が第 37 条又は第 38 条の規定に基づくとき。 発注者が定める。
- (2) 解除が第 40 条、第 41 条、第 42 条又は前条の規定に基づくとき。 受注者が発注者の意見を聴いて定める。

7 第 2 項後段、第 3 項後段及び第 4 項の規定により受注者がとるべき措置の期限、方法等については、発

注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第 46 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき。
- (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第 37 条又は第 38 条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。ただし、受注者の責めに帰すべき事由がないことを、受注者が証明した場合はその限りではない。

2 前項第 1 号の損害金の額は、契約代金額に遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。)を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が 100 円未満であるときは全額を、100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)とする。この場合において、発注者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、発注者の責めに帰すべき事由による日数を控除したものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、第 1 項の損害賠償に代えて、契約代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 37 条又は第 38 条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合
- (2) 契約の履行の全部の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生債務者等

5 第 1 項又は第 3 項各号に定める場合(第 4 項の規定により同項各号が第 3 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 3 項各号の規定は適用しない。

(談合等不正行為に対する措置)

第 47 条 受注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の 10 分の 2 に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 受注者又は受注者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 2 条第 2 項の事業者団体(以下「受注者等」という。)が、この契約について独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反したとして、受注者等に対する独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第 63 条第 2 項の規定に

より取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、受注者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)において、当該期間にこの契約の入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第48条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第40条、第41条又は第42条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第30条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間)

第49条 受注者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項において「契約不適合期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第50条 受注者は、この契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定するものをいう。以下同じ。）から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 受注者の下請負人が暴力団等から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう下請負人を指導すること。また、下請負人から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（遵守義務違反）

第51条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、南房総市工事等請負契約等に係る指名停止等の措置要領（平成18年南房総市告示第101号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の下請負人が報告を怠った場合も同様とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第52条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（個人情報の保護）

第53条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（特記事項）

第54条 本契約が契約期間の始期までに締結されない場合において発注者、受注者双方の協議により、当該始期から契約締結時までに行われた行為は、本契約に基づくものとして取り扱うものとする。

（補則）

第55条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、契約による事務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (適正管理)

第3 受注者は契約による事務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (再委託の禁止)

第4 受注者は契約による事務の全部又は一部について第三者に再委託をしてはならない。ただし、受注者は、委託先及び委託の範囲を発注者に対して報告し、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。

この場合において、受注者は、契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。このため、受注者は、受注者と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記すること。

#### (収集の制限)

第5 受注者は、契約による事務の処理のために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集し、偽りその他不正の手段により個人情報を収集してはならない。

#### (従事者の監督)

第6 受注者は契約による事務に従事する者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。）に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

また、受注者は、契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (資料等の運搬)

第8 受注者は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示をおこなわなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第9 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、契約による事務の処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(実地調査等)

第10 発注者は、契約による安全確保の措置の実施状況を調査するために必要があると認めるときは、実地に調査し、受注者に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(資料の返還)

第11 受注者は、契約による事務の処理のために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、契約による事務処理の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとし、発注者の承諾を得て行った複写又は複製物について、廃棄又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第13 受注者は、その責めに帰すべき事由により、契約による事務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により発注者又は第三者に損害を与えたときも同様とする。